温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る貿易代金貸付保険の取扱いについて

平成21年３月４日　09－制度－000012

　貸付契約のうち、別紙に掲げる温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係るものに対する貿易代金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。

記

保険契約者は、別紙に掲げるものに該当する貸付契約の締結に係る貿易代金貸付保険の申込みの際に、貿易代金貸付保険約款第３条第１号から第９号までに該当する事由の場合の保険金額を保険価額に100分の100を乗じた金額とすることを希望するときは、別紙に掲げるものに該当する貸付契約であることを証する書類を添付して申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の地球環境保険特約を付すものとする。

「　　　　　　　　　　　　　　地球環境保険特約

　貿易代金貸付保険約款第３条第１号から第９号までに該当する事由の場合、保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。　　　　」

附　則

この規程は、平成２１年３月６日から実施する。

ただし、貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書又は貿易代金貸付保険包括保険（２年未満）特約書に基づき締結される場合については、平成２１年４月１日以降、当該特約書の締結日又は更新日から実施する。

別紙

地球環境保険特約の対象となる貸付契約

１．省エネルギー事業（エネルギー消費効率の低減に資すると見込まれる次の設備・機器の導入を主たる内容とする事業をいう。）に係る貸付契約

高効率石炭火力発電（超々臨界圧発電（ＵＳＣ））設備、高効率変圧器、高効率複合工作機械、高性能機械組立設備、高効率工業炉、高性能工業炉、天然ガス利用工業炉、石油ガスコジェネレーション設備、コンバインドサイクル発電設備、熱供給型動力発生装置、高効率空調設備、高効率型電動熱源機、高効率給湯設備、低燃費・低騒音小型旅客機、ハイブリッド自動車、排熱回収設備、高炉省エネ設備、高効率セメント生産設備

２．新エネルギー事業（太陽光発電事業、太陽熱利用事業、風力発電事業、バイオマス発電・熱利用・燃料製造事業、廃棄物発電・熱利用・燃料製造事業、燃料電池事業、天然ガスコジェネレーション事業、クリーンエネルギー自動車に係る事業、水力発電事業、地熱発電事業をいう。）に係る貸付契約

３．原子力発電事業に係る貸付契約

４．ウラン開発事業に係る貸付契約

５．植林事業に係る貸付契約

６．ＣＤＭ（クリーン開発メカニズム）事業及びＪＩ（共同実施）事業（いずれも当該事業として日本政府に申請されたものに限る。）に係る貸付契約

７．ＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）事業に係る貸付契約